

盲ろう者通訳・介助員 派遣費

社会福祉法人

神奈川聴覚障害者総合福祉協会

盲ろう者通訳・介助員(以下、通訳・介助員とする。)
1人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりとする。

平成 28 年 9 月 1 日より適応

時 間	金 額
1時間まで	6,000円
2時間まで	8,000円
3時間まで	10,000円
4時間まで	12,000円
5時間まで	14,000円
6時間まで	16,000円

上記のとおり、1時間の単価は6,000円。
更に、1時間増すごとに、2,000円を加算します。また、上記の金額に、通訳・介助員が自宅から用務地に赴く際必要な往復の交通費を加算します。

注 1、派遣時間は、盲ろう者と通訳・介助員が待ち合わせた時刻から業務終了の時刻までとする。

(通介員が複数派遣の場合は、個々により上記の時間が異なる場合があります。)

2、1時間単位毎に派遣費が増額いたします。

3、派遣費は、「通訳・介助員決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。(通訳・介助員の実働時間が下回った場合でも派遣費の減額はいたしません。)

尚、実働時間が「通訳・介助員決定通知書」の派遣時間を超過し、次の時間単位の10分を超えた場合は、1時間単位毎に2,000円を加算します。(10分以内は加算しません。)

4、実施日の前日16時を過ぎてキャンセルされる場合は、派遣時間に係わらず、1人につき6,000円を請求させていただきます。また、当日の連絡などにより、通訳・介助員が自宅を出て交通費が発生した場合は、その交通費を加算いたします。

※ 実施日の前日が閉館日の場合、閉館日前日の16時までにご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合はキャンセル料が発生いたします。

<休館日 月曜、祝祭日、12月29日～1月3日>